

平成25年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成25年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成25年9月6日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成25年9月6日	10時8分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	8番	川下 武則	9番	見陣 泰幸	10番	久保 繁幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課福祉係長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 松 本 太 川 崎 義 秋 津 岡 徳 康 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長 太良病院事務長 代表監査委員	藤 木 修 新 宮 善一郎 大 串 君 義 土 井 秀 文 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛 木 塚 賢 司		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年9月6日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
 - 町長提案 報告第3号
 - 議案第54号～議案第76号
 - 町長の提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

平成25年9月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員の皆様方には公私ともに大変御多用の中に御出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成25年第3回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表どおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（末次利男君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として8番川下君、9番見陣君、10番久保君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（末次利男君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、去る9月3日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月17日までの12日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月17日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（末次利男君）

日程第3. 諸般の報告について議長より報告いたします。

監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後でごらん願います。

次に、町長より行政報告の申し出がっておりますので、許可いたします。

○町長（岩島正昭君）

それでは、諸報告を申し上げます。

去る8月26日、九州電力株式会社と玄海町、唐津市、伊万里市を除く県内17市町との間で、原子力安全協定を締結したことを御報告いたします。一昨年発生した東日本大震災における福島原子力発電所の事故で、周辺住民が多大な被害をこうむり、いまだ避難生活を余儀なくされている方々もおられ、また現在に至っても原子力発電所の事故は終息しておりません。このような状況の中、原子力災害に対する国民の不安が非常に高まっており、原子力発電所一県である佐賀県の市長会及び町村会において、九州電力株式会社との間に安全協定を締結しようという決定がなされたところでございます。この決定を受け、平成24年4月25日、佐賀県市長会会長及び佐賀県町村会会長連名による要請書を九州電力に提出した後、同年9月28日から協議が始められ、以後本年7月26日に開催された第8回協議までさまざまな意見を行い、8月26日、ようやく安全協定締結となったものでございます。

協定の主な内容について申し上げますと、第2条、連絡会の開催では、発電所に関する連絡会の年1回以上の開催、第3条、非常時の連絡では、非常時には市町に直ちに連絡すること、第4条、異常時の連絡では、異常時には市町に速やかに連絡すること、第7条、防災対策の充実では、17市町が防災対策を充実されるに当たっては九州電力は積極的に協力すること、第8条、損害の補償では、損害の補償は速やかに行うこと等が取り決められております。

なお、今回の安全協定締結書には、佐賀県市長会会長及び佐賀県町村会会長と九州電力社長、さらに立会人として、佐賀県の防災監、これは副知事でございますけども、の4者で佐賀県自治会館において行われたことを申し添え、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（末次利男君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集5ページのとおり派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決された議員派遣に変更がありました場合の措置については、議長に委任されたいと思っております。

日程第5 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案の上程。町長提案の報告第3号、議案第54号から議案第76号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。

平成25年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、報告第3号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第3号は、平成24年度太良町一般会計継続費精算報告についてでございます。

大浦小学校管理・特別教室棟改築事業を平成23年度と平成24年度の2カ年継続事業として実施し、平成24年度で事業を完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をいたします。

精算報告書をごらんください。

大浦小学校管理・特別教室棟改築事業に係る継続費の全体計画は、総額3億7,663万1,000円、実績額は同額の3億7,663万1,000円で、計画どおり予算を執行したところでございます。

次に、議案第54号は、太良町子ども・子育て会議条例の制定についてでございます。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、太良町子ども・子育て支援会議を設置するとともに、委員報酬の額を規定する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第55号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことにより、太良町税条例を改正するものでございます。

改正の主な内容は、個人住民税の公的年金からの特別徴収に係る制度の見直しで、公的年

金が支払われる際に徴収される仮特別徴収額を年金所得者の公的年金に係る前年度の2分の1に相当する額とすることなどの見直しや、金融所得課税の見直しで、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことなどに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第56号は、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことにより、太良町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、金融所得課税の見直しで、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第57号は、太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法に係る改正のうち一部のものについて、太良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、延滞金の割合の特例について、現在の低金利の状況に合わせ引き下げを行う、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第58号は、財産の取得についてでございます。

太良町消防団第14部、これは本町、小田、陣ノ内でございますけれども、第14部に配備する消防ポンプ自動車1台の購入に関するものでございます。平成25年8月8日に実施した指名競争入札の結果、1,711万3,311円で、佐賀市日の出1丁目1の13番地、株式会社ナカムラ消防化学佐賀営業所所長家元昭が落札されたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

参考までに、指名業者を申し上げます。

有限会社鹿島防災具店、株式会社大東、株式会社サガハツ、南里ポンプ株式会社、有限会社伊万里発動機、株式会社ナカムラ消防化学佐賀営業所、以上6社でございます。

次に、納入期限につきましては、平成26年3月14日までといたしております。なお、予定価格につきましては、1,850万円で設定をいたしております。

次に、議案第59号から議案第62号は、財産の取得についてでございます。

本案は、町内の7分収造林組合から、組合員の高齢化と後継者不足に伴い、早期の立木買い取りについて町への要望があり、町が立木を取得して今後も分収林の公益的機能を維持し

ていくため、太良町営山林運営委員会の答申に基づき、分収造林中途解約の仮契約を締結した4組合からの立木取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号は、喰場分収造林組合から、立木を1,326万円で購入するものでございます。

議案第60号は、中山分収造林組合から、立木を909万6,000円で購入するものでございます。

議案第61号は、大野分収造林組合から、立木を1,210万3,000円で購入するものでございます。

議案第62号は、中尾分収造林組合から、立木を2,052万9,000円で購入するものでございます。

次に、議案第63号は、平成24年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の決算状況につきましては、決算書にそれぞれ詳しく記載しておりますが、まず決算書の193ページ、実質収支に関する調書をごらんください。193ページでございます。

平成24年度の歳入歳出決算額は、歳入総額54億7,195万5,000円、歳出総額53億4,193万5,000円、歳入歳出差し引き額は1億3,002万円となっております。この差し引き額につきましては、翌年度に繰越明許費繰越額として2,380万円を繰り越し、財政調整基金積立金に5,400万円、残りを翌年度繰越金として5,222万円の財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明を申し上げます。

293ページをごらんください。

平成24年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,628万8,529平方メートル、建物の延べ面積は5万7,149平方メートル、うち木造が4,115平方メートル、非木造が5万3,034平方メートルとなっております。

出資金につきましては、295ページをごらんください。295です。

平成24年度末の出資に係る権利の現在高は、9,244万4,000円となっております。

有価証券につきましては、平成24年度末で5万円となっております。

物品につきましては、296ページから298ページにそれぞれ記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

基金につきましては、299ページをごらんください。

平成24年度末の基金積立金の状況は、一般会計で50億7,083万8,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が42万円、山林育成基金が2億1,614万2,000円、簡易水道事業基金が2,995万8,000円、一般会計と特別会計の合計では53億1,735万8,000円となっております。

また、定額運用基金の運用状況につきましては、300ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

平成24年度一般会計決算につきましては、以上でございます。

次に、議案第64号は、平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の206ページをごらんください。206ページです。

歳入総額4,626万1,000円、歳出総額4,403万円、歳入歳出差し引き額223万1,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第65号は、平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の221ページをごらんください。

歳入総額1億1,944万5,000円、歳出総額1億1,406万2,000円、歳入歳出差し引き額538万3,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第66号は、平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の262ページをごらんください。

歳入総額18億4,295万4,000円、歳出総額18億1,091万3,000円、歳入歳出差し引き額3,204万1,000円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第67号は、平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の275ページをごらんください。

歳入総額5,452万円、歳出総額4,786万円、歳入歳出差し引き額666万円となっております。この差額につきましては、翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第68号は、平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の292ページをごらんください。

歳入総額7,722万9,000円、歳出総額7,431万8,000円、歳入歳出差し引き額291万1,000円となっております。この差し引き額につきましては、基金積立金に150万円、残り141万1,000円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第69号は、平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

平成24年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページをごらんください。

当年度未処分利益剰余金7,938万7,409円のうち、30万円を減債積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものでございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、1ページをごらんください。

事業収益5,705万7,341円、事業費5,124万9,897円、差し引き580万7,444円となっております。

資本的支出につきましては、2ページをごらんください。

資本的支出1,176万8,229円で、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,176万8,229円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、議案第70号は、平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

平成24年度の剰余金の処分につきましては、決算書の6ページをごらんください。

平成24年度の純利益4,528万7,963円は、前年度未処理欠損金の処理に充当するものでございます。

平成24年度の決算の概要につきましては、決算書の1ページをごらんください。

まず、収入につきましては、第1款. 病院事業収益が8億5,957万1,884円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が2,291万9,957円、第3款. 介護保険事業収益が5,233万8,881円で、収入合計9億3,483万722円となっております。

次に、支出については2ページをごらんください。

第1款. 病院事業費用が8億2,818万8,556円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が2,616万4,475円、第3款. 介護保険事業費用が3,518万9,728円で、支出合計が8億8,954万2,759円となっており、差し引き4,528万7,963円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書の3ページをごらんください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項建設改良費は、総額4,147万2,025円を執行をいたしております。次に、第2項企業債償還金として7,890万4,549円を支払っております。これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項一般会計からの出資金6,936万7,000円、及び国保調整交付金680万7,000円を充当し、不足分の4,420万2,574円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、議案第71号は、平成25年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億414万円を追加し、補正後の予算総額を56億7,235万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをごらんください。

児童福祉総務費の報酬15万6,000円、役務費13万4,000円、及び委託料262万5,000円は、現

行の次世代育成支援行動計画にかわる子ども・子育て支援事業計画の策定に係る経費でございます。なお、今年度はアンケートの実施、分析などを行い、計画策定は来年度に予定をいたしております。

次のページをごらんください。

火葬場建設費の工事請負費350万円は、町営火葬場安穩の里の自動火災報知設備や自動ドア等に落雷等による障害がこれまでに2度発生しており、今後もそのおそれがあるため、避雷器盤の取り付けを行う工事費の補正でございます。なお、落雷により被災した設備や装置につきましては、保険で対応いたしております。

次のページをごらんください。

農業振興費の委託料480万9,000円は、人・農地プランの作成、実行を円滑に進めるために農地情報の電子地図化を行う業務委託の補正でございます。なお、財源は全額県補助金でございます。

同じく農業振興費の有害鳥獣駆除対策費補助金100万円は、11月から3月までの狩猟期間におけるイノシシの捕獲報償金の追加補正でございます。

農地費の農地基盤整備事業費補助金1,400万円は、平成23年度から実施中の畑の基盤整備に対する補助金で、今年度が最終年度であるため、要望に十分応えられるよう、追加補正をするものでございます。

次のページをごらんください。

商工振興費の工事請負費4,530万円は、特産品振興施設の建設に係る工事費の追加補正でございます。当初、概算設計による工事費を計上しておりましたが、実施設計の結果、建設費及び外構工事費の増、また配水管移設工事が新たに必要になったため、工事費が増額したものでございます。

次のページをごらんください。

道路橋梁総務費の委託料530万円は、平成24年度に道路改良事業を実施した分の確定測量に係る経費の追加補正でございます。

次のページをごらんください。

消防施設費の工事請負費70万円と原材料費15万5,000円は、消火栓新設工事に係る補正でございます。

同じく消防施設費の消防施設整備費補助金328万3,000円は、杉谷地区、油津地区、及び波瀬ノ浦地区の防火水槽改修工事等に対する補助金を計上いたしております。

次のページをごらんください。

学校管理費の工事請負費790万円は、大浦小学校屋内運動場の改修工事に係る経費でございます。築31年経過し、内壁やサッシ回り等が老朽化により傷んでいるため、改修を行うものでございます。

学校建設費の備品購入費350万円は、現在建築中の多良中学校屋内運動場・武道場の競技用ネット、審判台、収納庫等の備品の購入費用でございます。

6ページをごらんください。

第2表の地方債補正では、多良中学校屋内運動場・武道場増改築事業の過疎対策事業から緊急防災・減災事業への組み替えなどの変更を行っております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

12ページをごらんください。

県支出金及び14ページの公共施設整備基金繰入金の補正は、各事業の補正財源として計上いたしております。

14ページの繰越金2,222万円は、前年度の決算剰余金の補正でございます。

11ページをごらんください。

普通交付税2,595万8,000円は、今回の補正に係る財源調整として補正計上いたしております。

一般会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第72号は、平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

繰越金193万円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出については、7ページをごらんください。

積立金81万6,000円及び予備費111万4,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、議案第73号は、平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

繰越金538万2,000円は、前年度繰越金の確定によるものであります。

雑入の3万1,000円は、前年度保険料の精算によるものでございます。

歳出につきましては、7ページをごらんください。

一般会計繰出金541万3,000円は、前年度の精算によるものでございます。

次に、議案第74号は、平成25年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

繰越金3,204万円は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出については、7ページをごらんください。

後期高齢者支援金等の計82万2,000円の減額と前期高齢者納付金等の計8万5,000円は、額の確定によるものでございます。

8ページをごらんください。

一般会計繰出金171万7,000円は、前年度事務費繰入金の確定に伴う精算返納金でございます。これらの財源は、繰越金で対応し、繰越金残額の3,106万円は予備費に計上いたしております。

次に、議案第75号は、平成25年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

6ページをごらんください。

一般会計繰出金666万円は、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すための予算措置でございます。

次に、議案第76号は、平成25年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

6ページをごらんください。

繰越金58万1,000円の減額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。なお、減額分につきましては、7ページの予備費で調整をいたしております。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時8分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸